

# お申し込みのご案内：国内募集型企画旅行条件書

(お申し込みいただく前に、本紙と別紙ご案内と必ずお読みください。)

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

## 1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行はBSC・インターナショナル（大津市南船路4番地の1 滋賀県知事登録旅行業第2-214号。以下「当社」という）が企画・募集する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。旅行契約の内容・条件は、募集広告(パンフレット等)に記載されている条件のほか、本旅行条件書・最終旅行日程表及び当社の「旅行業約款(募集型企画旅行契約の部以下約款)」によります。
- (2) 当社にお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

## 2. 旅行のお申し込み及び契約成立

- (1) 旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、申込金を添えてお申し込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。

お申込金（おひとり様）は、下表金額～旅行代金まで

旅行代金	お申込金	旅行代金	お申込金
6万円未満	10,000円	15万円未満	20,000円

- (2) 当社は電話、郵便、ファクシミリその他通信手段（以下電話等という）による旅行契約の予約の申し込みを受けることがあります。この場合当社が電話等による旅行契約の承諾の旨を通知した翌日から起算して7日以内にお申込書の提出と申込金のお支払いをさせていただきます。この期間内に申込金の支払いがされない場合は、当社が予約がなかったものとして取り扱います。
- (3) 旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。

## 3. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- (1) 当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書等により構成されます。
- (2) 本項(1)の契約書面を補充する書面として、当社にお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

## 4. 旅行代金のお支払い

旅行代金は、当社所定の期日までにお支払いいただきます。

(注：お振込の場合の振込手数料はお客様負担となります。振込手数料は戻しの対象となりません。)

## 5. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、食事代、旅行取扱料金及び消費税諸税（コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません。)
  - (2) 団体行動中に必要な心付を含みます。
- 上記(1)(2)についてはお客様のご都合により、一部利用されなくても払い戻しはいたしません。

## 6. 旅行契約内容・代金の変更

- (1) 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令当初の運送計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。

## 7. 取消料

旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取消される場合は旅行代金に対しておひとりにつき下記の料率で取消料を、いただきます。

取消日		取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	1) 21日目に当たる日以前の解除	無料
	2) 20日目に当たる日以降の解除 (日帰り旅行については10日目(3~6を除く))	旅行代金の20%
	3) 7日目にあたる日以降の解除(4~6を除く)	旅行代金の30%
	4) 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
	5) 当日の解除(6を除く)	旅行代金の50%
	6) 旅行開始後の解除または緊急連絡不参加	旅行代金の100%

旅行代金が期日までにお支払いできないときは、当社が当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。

## 8. 旅行開始前の解除

### (1) お客様の解除権

- [1] お客様が旅行代金に上記取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、営業時間内にお受けします。

- [2] お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。

- A 旅行契約内容が変更されたとき、ただし、その変更が第12項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限りです。
- B 第6項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
- C 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- D 当社がお客様に対し、第5項(2)に記載の最終旅行日程表を同頁に規定する日までにお渡ししなかったとき。

- [3] 当社は本項(1)の[1]により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(1)の[2]により、旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻しをいたします。

### (2) 当社の解除権

- [1] お客様が当社所定の期日まで旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは取消料に相当する違約料をお支払いいただきます。
- [2] 次の項目に該当する場合は、当社が旅行契約を解除することがあります。
  - A お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
  - B お客様が病氣その他事由により当該旅行に耐えられないと認められたとき。
  - C お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき認められたとき。
  - D お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
  - E お客様の人数が契約書面に記した最小催行人員に満たない時、この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目に当たる日より前(日帰り旅行は3日目にあたる日より前)に旅行中止のご通知を致します。
  - F 天災地変、気象条件、暴動、運送、宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由により契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- [3] 当社は本項[1]により旅行契約を解除したときは、すでに收受している旅行代金から違約料を差し引いて払い戻しをいたします。[2]により旅行契約を解除したときは、すでに收受している旅行代金の全額を払い戻しをいたします。

## 9. 旅行開始後の解除

### (1) お客様の解除権

- [1] お客様のご都合により途中で離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- [2] お客様の責に帰さない事由によりパンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合は、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。
- [3] 本項(1)の[2]の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由がお客様の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払らなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

### (2) 当社の解除権

- [1] 当社がご掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。
  - A お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続が耐えられないと認められるとき。
  - B お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
  - C 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊期間等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

### [2] 解除の効果及び払い戻し

本項(2)の[1]に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払らなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社が旅行代金のうち、お客様がこれまで提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払らなければならない取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しをいたします。

- [3] 本項(2)の[1]のA.Cにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。

【4】当社が本項②の【1】の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が選択し提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

#### 10. 当社の責任

当社は、当社または手配代行者がお客様に損害を与えたときは、損害を賠償いたします。手荷物に関する賠償限度額は1人15万円（ただし当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。）また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、自由行動中の事故、食中毒、盗難、運送機関の遅延・不運によるスケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地帯在時間の短縮、その他当社または手配代行者の関与しない事由により損害を被ったとき。

#### 11. 特別補償

当社は前第10項の当社の責任が生じるか否かを問わず、募集型企画旅行契約により、お客様が募集型企画旅行中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきまして特別補償規定で定めるところにより、死亡補償金・後遺障害補償金及び入院見舞金を、又手荷物に対する損害につきましては、損害補償金をお支払いいたします。

#### 12. 旅程補償

旅行日程に別表に掲げる変更が行われた場合には、当社旅行業約款（企画旅行契約の部）の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に別表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。但し一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は変更補償金は支払いません。

変更補償金の額=1件につき下記の率×旅行代金

変更補償金の支払いが必要となる場合	一件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
(1) 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
(2) 契約書面に記載した入場する観光地または観光施設(レストランを含む)その他旅行の目的地の変更	1.0	2.0
(3) 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）	1.0	2.0
(4) 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
(5) 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
(6) 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
(7) 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
(8) 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事実の変更	2.5	5.0

注1：パンフレットの記載内容と最終旅行日程表（確定書面）の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際にご提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注2：⑧に掲げる変更については、(1)～(7)の料率を適用せず、⑧の料率を適用します。

注3：1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件とします。

注4：(4)(6)(7)に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。

注5：③(4)に掲げる運送機関や宿泊設備の利用を伴う場合、1泊につき1件として取り扱います。

注6：(4) 運送機関の会社名の変更、(6) 宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関のものの変更に伴うものをいいます。

注7：(4) 運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合は適用しません。

#### 13. 「通信約款」を希望されるお客様との旅行条件

当社提携のクレジット会社のカード会員（以下会員）より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと（以下通信約款）を条件に申込を受けた場合、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。

- ① 準拠する約款は「通信約款により旅行契約を締結する時に使用する旅行業約款」となります。
- ② 契約成立は、電話の場合は当社が承諾したときに、その他通信手段による場合は当社が承諾をする通知を発した時とします。また申込時には「会員番号・カード有効期限」等を通知していただきます。
- ③ 「カード利用日」とは旅行代金の支払い又は払い戻しをする日をいいます。旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。（但し成立日が旅行開始日から14日目に当たる日より前に当たる場合は「14日目（休業日にあたる場合は翌営業日）」とする。）また取消料のカード利用日は「契約解除依頼日（契約の申込が旅行代金のカード利用日以降の場合は、申し出翌日から7日間以内をカード利用日として払い戻します。）」となります。
- ④ 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社が通信約款を解除し、第7項の取消料と同額の違約料を申し受けします。ただし、当社が別途指定する現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

#### 14. お客様の責任

- ① お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けします。
- ② お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務、その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- ③ お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたらと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、当社又は旅行サービス提供機関に申し出なければなりません。
- ④ 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

15. 本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレットをお送りした日となります。

#### 16 「個人情報の取扱について」

- ① 当社は旅行申込の際にご提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡の為に利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領の為に手続にに必要な範囲内で利用させていただきます。またこのほか、当社では、①当社の商品やサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービスの提供⑤統計資料の作成、にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- ② 申込みいただいた旅行の手配の為に、運送、宿泊機関等及び手配代行者に対し、お客様の氏名、年齢、住所、電話番号を、必要となる最小限の範囲のものについて予め電子的方法等で送付することによって提供致します。
- ③ 当社が保有するお客様の個人データの開示、その内容の訂正、追加若しくは削除、又はその利用の停止、消去若しくは第三者への提供の停止をご希望の方は、必要となる手続きについてご案内致しますので、下記のお問い合わせ窓口までお申し出ください。その際、法令及び当社内規に従い、適当な必要な措置を取らせていただきます。また、ご希望の全部又は一部が対応できない場合はその理由をご説明します。

#### 17. 募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款は、当社ホームページ（<http://www.bsc-int.co.jp/article1.html>）でご覧いただけます。

#### 18. その他

- ① その他この旅行条件によるほか、当社の募集型企画旅行契約約款の定めるところによります。
- ② お客様の怪我、疾病等の発生等に伴う諸費、お客様の不注意による荷物の紛失・忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、その費用をお客様にご負担いただきます。
- ③ お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産物にご案内することがあります。当社ではお土産物点の選定には、万全を期しておりますが、購入の際にはお客様ご自身の責任でご購入ください。当社では商品の交換や返品等のお手伝いいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認及びレシートの受け取りなど必ず行ってください。
- ④ 気象条件をはじめとするその他やむを得ない事由により、万一帰着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊しなければならぬ事態が生じても当社はその請求には応じられません。又目的地帯在時間の短縮による補償にも応じられません。

■ スタッフが同行します。

主催 まなびの体験旅行社（株式会社 ビーエスシー・インターナショナル）

滋賀県知事登録旅行業 第2-214号  
（社）全国旅行業協会正会員

〒520-0588 滋賀県大津市南船路4-1  
TEL 077-592-0127 FAX 077-592-1531  
総合旅行取扱管理者 能登 裕介

総合旅行取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での責任者です。この旅行契約に関してご不明な点がございましたら、ご遠慮なく上記の取扱管理者にお尋ねください。